

取 扱 注 意
記 事 解 禁 日 指 定

新聞
ラジオ
テレビ
ネット

4月26日9時以後解禁

令和6年4月25日

報道機関各位

県土整備部港湾空港課

青森港が港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾
(基地港湾)として指定されます

洋上風力発電設備の設置及び維持管理にあたっては、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭が必要となります。

このため、国土交通大臣が海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）を指定し、当該基地港湾の特定の埠頭を構成する行政財産を発電事業者に対し長期・安定的に貸し付ける制度が令和2年2月に創設されました。

同制度に基づき、これまで全国で5港（秋田港、能代港、鹿島港、北九州港、新潟港）が指定されています。

今回、新たに青森港が指定となり、国土交通省から青森県知事に対し、指定書が交付されることとなりましたので、お知らせします。

記

1. 日 時 令和6年4月26日（金） 15:25～15:35
2. 場 所 青森県庁2階 第3応接室
3. その他 終了後、時間内（～15:35）での囲み取材に対応します。

報道機関用提供資料		
担当課	県土整備部 港湾空港課	
担当者	港湾計画・空港グループ GM 鎌田 賢一	
電話番号	直通	017-734-9674
	内線	6754
報道監	県土整備部 次長 米田 均	